

介護保険施設利用の際の
食費・居住費を減額する制度です。

負担限度額認定証について

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・居住費はご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、申請に基づきそれらの費用の負担軽減を行っています。

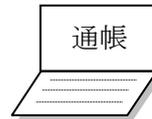
負担の軽減を希望される方は、必要書類を添えてお住まいの区役所・支所に申請をしていただき、条件に該当した方に交付される「負担限度額認定証」を利用施設に提示する必要があります。

○ 認定のための条件

- ① 世帯全員（世帯を別にする配偶者を含む）が市町村民税非課税であること
- ② 預貯金等の資産が単身で1,000万円、配偶者がいる場合は合わせて2,000万円以下であること

○ 申請に必要となる持ち物

- ・ 介護保険被保険者証
- ・ 個人番号カード等のマイナンバーの確認ができるもの
- ・ 印かん（朱肉を使用するもの）
- ・ 資産の状況が確認できる書類（※）裏面参照



※ 預貯金通帳や有価証券及び投資信託等の残高が確認できるもの。ご夫婦の場合は配偶者の方の分も必要です。複数お持ちの場合は全てご用意ください。
（原則として、申請日から直近2か月前までの期間に記帳したものがが必要です。）

☆ 郵送申請をする場合には、必要事項を記載した申請書と併せて、資産確認のため、次の内容が分かる部分の写し等の添付をお願いします。

- ① 銀行名・支店名・口座番号・名義人が分かる部分
- ② 普通・定期・貯蓄等の最終記帳ページ（定期・貯蓄などのご利用がない場合でも、「無い」という確認のために該当部分の写しの添付をお願いします。）

○ 注意点

- ・ 申請書を受け付けた後に審査を行い、後日結果を郵送します。
- ・ 承認された場合は、申請のあった月分（※）から適用となります。
※ 月末に郵送で申請されるなどの場合には、特に御注意ください。
- ・ 有効期限は原則として7月末までとなります。翌年度に引き続きご利用いただくためには再度申請が必要となります。
- ・ 生活保護受給中の方につきましては、生活保護の受給判定において必要な内容について既に審査されているため、印かん、資産確認書類は不要です。

ご不明な点がございましたら、お住まいの区役所・支所の介護保険担当（京北地域にお住まいの方は、京北出張所）まで、お問い合わせください。

○ 申告の対象となる資産について

申告の対象となる資産の種類	添付が必要な確認書類の例
預貯金（普通・定期・貯蓄）	通帳や証書の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
現金	なし（申請書に金額を記入）
負債（借入金・住宅ローンなど） ※資産の合計から差し引いて計算します	借用証書など
生命保険，自動車，腕時計，宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属，絵画，骨董品，家財などの資産は対象外です。	

○ 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階 以下の1～3の段階には、次の両方の基準を満たしている必要があります。 ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が <u>市民税非課税</u> ・預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下		食費の 日額	居住費の日額			
			ユニット型		従来型個室	多床室
			個室	準個室		
1段階	老齢福祉年金（*）を受給されている方など	300円	820円	490円	特養等 320円 老健・療養等 490円	0円
2段階	合計所得金額と課税年金収入額と <u>非課税年金収入額の合計が80万円以下</u> の方など	390円	820円	490円	特養等 420円 老健・療養等 490円	370円
3段階	第1段階及び第2段階に該当されない方など	650円	1,310円	1,310円	特養等 820円 老健・療養等 1,310円	370円
上記の条件に該当しない方（基準費用額） ※ 実際の費用は施設との契約により異なる場合があります。		1,380円	1,970円	1,640円	特養等 1,150円 老健・療養等 1,640円	840円 370円

* 老齢福祉年金とは、国民年金が発足した当時（昭和36年）に、既に高齢等であったことを理由に国民年金を受け取ることができない方を救済するために設けられている制度です。

裏面もご覧ください。